

下記の委託業務について、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を行うため、次のとおり公告する。

令和7（2025）年4月18日

みやま市長 松 嶋 盛 人

**みやま市介護予防・日常生活支援総合事業業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の規定及び、地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局平成18年6月9日老発第0609001号）に定める介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス・活動C事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業）を行うことにより、高齢者が要介護状態又は要支援状態に陥ることを予防するとともに、介護予防に効果的な生活習慣を身につけることを目的とする。

本業務の遂行に当たっては、専門的な知見と豊富な経験を持つ事業者に委託することによって、事業内容がより充実し、効率的で円滑な業務を行うことが可能であるため、公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行うこととする。

2 業務の概要

- （1）業務名称
みやま市介護予防・日常生活支援総合事業業務
- （2）業務内容
みやま市介護予防・日常生活支援総合事業業務仕様書のとおり
- （3）契約期間
令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
- （4）委託料の限度額
17,702,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 参加資格要件

委託業務の実施に必要な能力を有し、介護予防・日常生活支援総合事業等に関し業務の実績がある者で、次のすべての要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続きをしていない者

- (3) 令和５・６年度みやま市競争入札参加資格者名簿に登載された者
- (4) みやま市指名停止等措置要綱（平成１９年みやま市告示第１４号）に基づく指名停止を受けていない者
- (5) 上記要件（３）にかかわらず、次の書類を提出した者は、上記要件に準ずる資格があるものとみなす。
- ① 納税証明書（国税、県税及び市税）
 - ② 商業登録簿謄本又は登記事項証明書
 - ③ 誓約書（様式６）
 - ④ 役員等調書及び照会承諾書（様式７）
- ※①、②については直近３か月以内のものとする。

４ 実施要領等の配布及びスケジュール（予定）

- (1) 実施要領等の配布
みやま市ホームページ（<https://www.city.miyama.lg.jp>）よりダウンロードするものとする。
- (2) スケジュール（予定）

実施内容	日程
公募開始	令和７年４月１８日（金）
質問書の提出期限	令和７年４月２３日（水）
質問書の回答	令和７年４月２８日（月）
参加表明書の提出期限	令和７年５月２日（金）
提案資格確認結果通知	令和７年５月１３日（火）（予定）
企画提案書等提出期限	令和７年５月２２日（木）
プレゼンテーション審査	令和７年５月２９日（木）
審査結果通知書	審査後、１週間以内

※提出については、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く８時３０分～１７時までとする。

５ 質問の受付及び回答

- (1) 質問方法
質問がある場合は、「質問書（様式１）」を用いて、下記のメールアドレスに送信し、受信確認のため電話連絡をすること。なお、口頭による質問は一切受け付けない。
メールアドレス：koureishien@city.miyama.lg.jp
- (2) 質問期限
令和７年４月２３日（水）１７時（必着）
- (3) 回答方法
受け付けた質問に対しては、令和７年４月２８日（月）１７時までに、みやま市ホームページにて一括して回答を行う。

(4) 質問に対する回答の取扱い

質問に対する回答の内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

6 参加手続き

(1) 提出書類

プロポーザル参加事業者は、次の資料を各1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式2）
- ② 会社概要書（様式3）
- ③ 人員体制調書（様式4）
- ④ 業務実績調書（様式5）
- ⑤ 財務諸表（貸借対照表等）※直近の決算分（任意様式）
- ⑥ 上記3（5）に該当する者

上記3（5）に規定する①から④までの書類

(2) 提出期限

令和7年5月2日（金）17時（必着）

(3) 提出方法

下記14に持参又は郵送にて提出すること。

7 参加資格通知

参加表明書等の内容から参加資格の有無を確認後、本プロポーザルへの参加事業者に対して参加の可否を通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

上記7により、提案資格を有することを認める通知を受けた参加事業者は、次の資料を正本各1部、副本各6部提出すること。

- ① 企画提案書等提出届（様式8）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書（様式9）
- ④ 見積明細書（任意様式）

(2) 提出期限

令和7年5月22日（木）17時（必着）

(3) 提出方法

下記14に持参又は郵送にて提出すること。

(4) 企画提案書の作成に係る留意事項

参加事業者は、みやま市介護予防・日常生活支援総合事業業務仕様書に基づき、本業務の目的に沿った企画を策定し、より効果的な業務実施に向けた企画提案書（任意様式）を作成すること。作成にあたっては、下記の「評価基準表」の項目番号及び項目名に沿って提案書記載事項を記述し、提出する際には、項目番号、項目名および提案書記載事項が分かるよう、見出しを付けること。

評価基準表

審査項目	審査内容	配点
①基本的事項 (5点)	事業の目的や法的根拠、市の社会資源を把握しているか。	5
②実施体制 (40点)	業務運営の組織体制・人的配置は適正であるか。	10
	介護予防・日常生活支援総合事業等業務に関する実績があり、本業務で必要な知見・専門知識を有しているか。	10
	個人情報に対する方針が規定されており、事業実施におけるセキュリティリスクについて対応策が設定されているか。また、安全に情報の受け渡しができる体制が整備されているか。	10
	トラブル・事故発生時における管理体制が十分に構築されているか。	10
③企画提案書 の評価 (50点)	事業の目的に沿った具体性及び実現性のある提案がなされているか。	5
	市の特性・課題を踏まえ、介護予防に効果的な提案がなされているか。	15
	高齢者に対して、健康意識を向上し、セルフケアを継続できる取組となっているか。	10
	十分な参加者が見込まれる提案がされているか。	10
	事業効果の分析を行い、改善策を検討・実行しながら事業を実施していくことができるか。	10
④見積金額 (5点)	見積額の経済性※	5
	合計	100

※（参加事業者のうちの最低価格）／（参加事業者それぞれの価格）×5点
（小数点第1位を四捨五入した点数を本項目の評価点とする。）

9 審査方法

（１） 審査体制

審査にあたっては、みやま市介護予防・日常生活支援総合事業業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し審査を行う。

（２） プレゼンテーション審査

- ① 実施日 令和7年5月29日（木）
- ② 参加事業者によるプレゼンテーションの時間は30分以内（提案説明20分、質疑応答10分）とする。
- ③ 各参加事業者出席者は3名以内とする。
- ④ 追加資料は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションに必要な機器は参加事業者が持参する。

(3) 選定方法

- ① 委員による点数評価とし、**上記 8** (4) の評価基準表の審査項目により評価を行う。
- ② 失格者を除いた参加事業者のうち、評価が 1 位となった参加事業者から優先交渉とする。
ただし、適切な提案がない場合には、本プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- ③ 評価の合計点数が同点となった場合は、見積書(様式 9)において最も安価な金額を提示した参加事業者を 1 位とする。見積書の金額も同額だった場合は、参加事業者にくじを引かせて順位を決定する。
- ④ 参加事業者が 1 社のみの場合においても、当該事業者選定は成立するものとする。

10 審査結果

審査結果については、参加事業者にも文書で通知するとともに、みやま市ホームページで公表する。なお、審査内容についての問合せは一切応じない。

11 契約の締結等

最優秀事業者と契約について協議を行う。なお、協議が成立しなかった場合は、配点合計が次点以降の事業者と協議を行うものとする。また、業務委託契約については、みやま市財務規則(平成 19 年みやま市規則第 47 号)その他関係法令の規定に基づくものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先又は提出期限が本実施要領に適合していない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 審査の透明性・公明性を害する行為及び著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 見積金額が委託料の限度額を上回った場合
- (6) 評価の合計点数が 6 割を下回った場合

13 その他

- (1) 審査結果についての不服申立ては受理しない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
ただし、提案書類等の内容に関して、説明や補正を求めることがある。
- (4) 提出された書類は、提出した参加事業者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 参加事業者は、参加表明書(様式 2)の提出をもって、実施要領等の記載内容を承認したものとみなす。提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格を有している場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本事業の選定を受けた参加事業者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合

には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は複写をいう。）することができるものとする。

- (7) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあっても、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- (8) 本業務の全部を一括して第三者へ委託又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市に対して書面にて、再委託の内容、委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (9) 本実施要領、仕様書に定めのないものについては、その都度、双方協議の上決定する。

1 4 選定事務局

- (1) 担当部署 みやま市 保健福祉部 介護支援課 高齢者支援係
- (2) 所在地 〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地
- (3) 連絡先 電話：0944-64-1570 FAX：0944-64-1517
メール：koureishien@city.miyama.lg.jp